![C:\Users\zenrin\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\OYLOII2Q\MC900228485[1].wmf]()園長だより　平成３１年１月号（20190130）

園長　平澤　正則

幼児教育無償化と本園の対応について

　今年10月1日からの国の幼児教育無償化が決まり，各園や関連の行政機関等では様々な対応を迫られているところですが，まずは無償化の概要からおさらいしておきましょう。以下の文章は，全日本私立幼稚園連合会事務局から送られてきた文章を私が少しわかりやすく書き換えたものです。

【　】内は私の解説です。

１　今回の国の無償化の大きな柱は次の2点です。

1. 幼稚園，保育所，認定こども園等の認可施設における幼児教育・保育が制度的に担保された施設を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料を無償化する。
2. 認可保育所等の代替的な措置として，保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの利用料を無償化する。

２　上記の他に以下の点が決定しています。

1. 無償化の金額

新制度の幼稚園，認定こども園【本園はこれ】の無償化は，公定価格の内の利用者負担額が0円となり，私学助成幼稚園では月額25,700円を上限として保育料が無償化される。

1. 食糧費の取り扱い

　　　　保護者から徴収する費用［通園送迎費，食材料費【本園では給食費】，行事費など］については無償化の対象外とする。特に食材料費については，1，2，3号児の認定種別間において主食費，副食費の徴収にバラつきがあったものを1，2号児の食材料費の主食費分，副食費分をともに施設による実費徴収を基本とする。【つまり，本園で給食費の個人負担額は1号が4,000円，2号が主食費分の1,000円でしたが，これからは公からは一切負担援助しませんから必要分は自分の園で保護者から徴収してください，という意味です。】

（３）無償化の開始年齢

　　　　幼稚園，認定こども園の1号児は満3歳になった日から無償化の対象とする。

（４）幼稚園の預かり保育

　　　　幼稚園や認定こども園の1号児が利用する預かり保育について，保育の必要性があると認定を受けた場合には，幼稚園の保育料の無償化に加え，実際の利用料（日数計算）に応じて上限月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化される。　　　　　以上

ということです。他の園同様本園も在園児保護者の皆様には入園時点で料金表を提示しそれを約束したわけですが，今回の国の政策決定により本園もその料金体系を見直さざるを得ない状況となりました。なかでも，給食費，送迎バス，預かり保育料金などは大きな変更が考えられるところです。詳しい変更内容は今後わかり次第，文書や保護者会の話の中で皆様にお知らせしていくつもりですので，ご理解ご協力をくださいますようお願いいたします。